

教保体第1043号
令和5年9月15日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各教育事務所（支所）長 }

埼玉県教育委員会教育長

体育の授業及び体育的活動時の熱中症事故の防止について（通知）

学校教育活動における熱中症事故の防止については、特段の御配意をいただき感謝申し上げます。

昨日、県内小学校の体育の授業中、複数の児童が体調不良を訴え、熱中症の疑いで救急搬送される事案が発生しました。今後も30度以上の気温が続くことに加え、新型コロナウイルス感染症等の罹患により、児童生徒の体調不良が長期化することなども予想されます。

つきましては、今後予定されている運動会及び体育祭等の練習を含め、改めて、下記事項に留意の上、熱中症事故の防止に万全を期すとともに児童生徒の体調管理に努めるようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知をお願いいたします。

記

- 1 熱中症の発生が予見される環境下で活動する場合には、気象庁の情報や環境省の熱中症予防情報サイトの暑さ指数等の情報に十分留意し、気温、湿度等の環境条件に配慮した教育活動を実施すること。
- 2 活動の前や活動中に、暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）を計測する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。
※環境省の「熱中症予防情報サイト」で実況値・予測値を確認できます。
<http://www.wbgt.env.go.jp/>
- 3 熱中症警戒アラートの発令時や、最高気温が35度以上の予報が出された場合には、活動の中止、延期、見直しを検討し、児童生徒の安全確保を最優先とすること。
- 4 暑さ指数や熱中症警戒アラートに基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察する等、熱中症事故の防止に万全を期すこと。

- 5 児童生徒に対して、以下の点についても十分指導すること。
 - ・ 登下校や移動時も、帽子等により日差しを遮る等の対策を行う。
 - ・ なるべく複数で登下校や移動を行い、互いに水分補給や休憩の声掛け等を行う。
 - ・ 運動後には、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンを行う。
 - ・ 体調不良等で下校やその他活動が困難だと感じる場合にはためらわず申し出る。
- 6 保護者に対しても、熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図ること。

【熱中症に関する情報】

- ・ 厚生省：熱中症関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/
- ・ 日本気象協会の熱中症情報
<https://tenki.jp/heatstroke/>
- ・ 環境省：熱中症予防情報サイト（暑さ指数(WBGT)を用いた予防情報）
<http://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・ 環境省：熱中症環境保健マニュアル
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- ・ 気象庁：熱中症から身を守るために
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>
- ・ 総務省：熱中症情報
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター：熱中症を予防しよう～知って防ごう熱中症～
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?Tabid=114>
- ・ 公益財団法人日本スポーツ協会：熱中症を防ごう
<http://www.japan-sports.or.jp/medicine/guidebook1.html>

【熱中症に関する通知】

- ・ (資料1) 令和5年4月1日付け教保体第1号
「体育的活動時の事故防止について（通知）」
- ・ (資料2) 令和5年8月3日付け教保体第819号
「部活動等における熱中症事故防止の徹底について（通知）」
- ・ (資料3) 令和5年8月17日付け教保体第800号
「体育的活動時の熱中症事故の防止について（通知）」
- ・ (資料4) 令和5年8月23日付け教保体第910号
「休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（通知）」

令和5年度 体力向上に向けた目標
一人一人が「目標を持って」取り組み、
「自己の体力の伸びを実感」できるようにする。
県の体力向上に向けた合い言葉
「コツコツときたえた体は たからもの」

担当
県立学校部保健体育課
学校体育担当
TEL 048-830-6947
FAX 048-830-4971
Email a6960-04@pref.saitama.lg.jp



教 保 体 第 1 号
令 和 5 年 4 月 1 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各教育事務所（支所）長 }

埼玉県教育委員会教育長

体育的活動時における事故防止について（通知）

体育的活動時における事故防止については、日頃から格別の御配慮をいただいているところですが、年度始めに当たり、活動計画や安全対策等を見直すとともに、下記の事項に留意の上、施設・設備等を点検し、体育授業・運動部活動等における事故防止に万全を期すよう御配慮願います。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるよう重ねてお願いいたします。

記

1 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

使用する施設・設備等の安全点検を実施し、破損やボルトの緩み等の危険がないか必ず確認すること。特に、防球ネットやサッカーゴール等については、強風等で転倒しないようにしっかりと固定されているか確認すること。

2 気象条件に留意した計画と指導

近年、夏季に限らず、高温多湿の環境下での体育活動時に「熱中症」が発生していることから、令和4年7月27日付け教保体第776号「体育的活動時の熱中症事故の防止について（通知）」を確認の上、運動会等の体育的行事も含め、実施の期日や活動時間帯、内容などの計画を立てる際には、熱中症警戒アラートの発令時や、最高気温が摂氏（以下同様）35℃以上の予報が出された場合の対応（活動の中止、延期、見直し）も検討し、児童生徒の安全確保を最優先とすること。

また、指導に当たっては、気温が35℃以上となった場合には、原則として活動を中止とすること。気温が35℃未満の場合でも、湿度や日差しの気象条件に注意を払い、休憩や水分補給を適切に行うなど予防策を講じるとともに、早期の発見、適切な処置に努めること。

特に、活動場所に温度計や湿球黒球温度計（WBGT）を設置するなど、活動中の気温や湿度等の変化を確実に把握し、熱中症予防に努めること。

3 危険発生の予測と安全確保の徹底

平成28年10月3日付け教保体第1297号「積極的な気象情報の入手と活用について（通知）」を活用し、体育的活動の前だけでなく、活動中の気象の変化に対応できるようにしておくこと。

活動に際しては、強風、落雷や竜巻等の気象条件に十分留意して、運動の内容や方法を決めること。屋外での活動中、遠くに雷鳴が聞こえるなど、落雷や強風・竜巻等の予兆や情報があり、少しでも危険性のある場合は、躊躇なく活動を中止（計画の変更や中断・中止の規準、及びそれを判断する責任者を決めておくこと）し、明らかに危険性がなくなるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒の安全確保を最優先事項として判断し、対応すること。

4 児童生徒の健康状態の把握と、活動前・活動中・活動後の健康観察の徹底

日常の健康観察とともに、活動前・活動中・活動後の児童生徒の健康観察を徹底し、常に健康状態を把握すること。また、児童生徒が自己の健康状態や体力を知り、それに応じて運動を実践または休養等の行動をとることができるよう指導を行うこと。

5 健康相談や健康診断結果の活用

マラソン大会や強歩大会等の学校行事を実施する場合は、平成31年2月21日付け教保体第1675号「持久走・強歩大会等の事故防止について（通知）」を確認の上、健康診断結果の確認や必要に応じて学校医の健康相談を実施するなど、きめ細かな健康管理に努めること。

6 緊急対応マニュアルの作成と検証

各学校の危機管理マニュアルに基づく、事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等の共通理解を図るために、「事故発生時の緊急対応マニュアル」の作成、検証を行うこと。

また、教職員・児童生徒を対象に、実践的な救急法講習会等を実施し、緊急時に迅速かつ適切な対応が図れるよう努めること。

7 水泳指導時における事故防止の徹底

令和4年5月13日付け教保体第306号「水泳等の事故防止について（通知）」等を確認の上、プールの安全点検を徹底し、水泳等の事故防止と事故発生時の適切な対応に万全を期すこと。体育・保健体育の授業におけるスタート時の水泳指導については、学習指導要領に即して安全に配慮した慎重な指導を行うこと。

また、水泳指導については、必ず複数の教員で行い、監視や指導の役割をはっきりさせること。

なお、部活動においても、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。

8 運動会・体育祭等における事故防止の徹底

令和4年4月27日付け教保体第216号「運動会・体育祭等の体育的行事における事故防止について（通知）」を確認の上、安全確保を最優先した指導計画の作成及び十分な練

習時間を確保すること。また、騎馬戦、棒倒し、ムカデ競走等の種目については、児童生徒の発達の段階及び実態に即した内容の選定を行うこと。

特に、組体操の実施に当たっては、令和元年7月12日付け教保体第720号「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止（通知）」を確認の上、「俵積みの平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界と考える」こと、「3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべき」であること等について掲載している「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）を参考にすること。

また、危険性が低いとみられる種目であっても、児童生徒の安全確保に最大限配慮すること。

9 学校周辺道路等を利用する際の安全確保の徹底

学校周回道路等を利用してランニング等を行う際には、交通安全はもとより、近隣の方々への配慮や通行中の方々への安全にも十分留意すること。安全の確保や配慮することが困難な場合は、活動場所等を見直すこと。

また、学校に隣接する道路等において、器具・用具を持ち出しての「打つ」「投げる」「蹴る」等の練習を禁止とすること。

10 事故発生時の適切な対応とAEDの使用

- ・各学校の「事故発生時の緊急対応マニュアル」に基づき、総力をあげて迅速で適切な対応を行うこと。
- ・救急体制を構築するに当たり、AEDの手配等を指揮する指揮監督者及び代理順位を含めて決めた上で、その連絡先については周知徹底すること。
- ・AEDの設置場所を表示し、外部の方にも分かるようにすること。併せて校外活動においては、活動場所の広さや範囲に応じて、AEDを複数配置すること。
- ・AEDの操作方法について、年度ごとに定期的な実技講習等を行い、全教職員が使用できるようにするとともに、生徒を含めた研修会も実施すること。
- ・定期的にAEDのバッテリー、消耗品（パッド等）の点検を行い、いつでも使用可能にしておくこと。
- ・心肺停止が疑われる状況では、躊躇することなくAEDを使用すること。また、心肺機能の回復が確認されるまで、AEDの音声指示に従い使用すること。
- ・特に首から上の負傷については、外傷がなくても、救急搬送を基本として迅速に対応すること。
- ・事故発生時には、初期対応を適切かつ迅速に行うとともに、時系列に沿って状況や対応内容を正確に把握し記録を残すこと。

11 日々における指導者の資質向上と、通知・通達の確認

県教育委員会等で実施する研修会や校内研修への参加を積極的に働き掛け、外部指導者を含めた運動部活動指導者としての資質向上に努めること。特に、危険が伴うような運動種目の部活動については、県立学校関係通知・通達集（平成30年度版）等を参照の上、事故防

止について指導の徹底を図ること。

また、生徒への人権を軽視した発言や体罰・ハラスメントを含む不適切な指導は絶対に行わないこと。

12 「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」の徹底

別紙「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」を全ての職員の目に触れるところに掲示する等、一層の安全指導の徹底を図ること。

【参考】

- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/111413/300713_guideline.pdf
- ・ 「体育的行事における事故防止事例集」
(平成 29 年 3 月独立行政法人日本スポーツ振興センター)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/28jireisyu.pdf

【AED（自動体外式除細動器）貸出】

- ・ 県教育局保健体育課：県立学校対象（健康教育・学校安全担当：048-830-6964）

令和5年度 体力向上に向けた目標
一人一人が「目標を持って」取り組み、
「自己の体力の伸びを実感」できるようにする。
県の体力向上に向けた合い言葉
「コツコツときたえた体は たからもの」

担当：県立学校部保健体育課
学校体育担当 関口 衛
TEL 048-830-6947
Email a6960-04@pref.saitama.lg.jp

体育授業・運動部活動における事故防止の5則について

埼玉県教育委員会

1 児童生徒の実態に即した指導計画の作成

- ・ 学校の教育目標や部活動の運営方針に即した年間指導計画や日々の活動計画を作成すること。その際、児童生徒の体力や技能、気象条件等の実態に即した計画を作成すること。また、運動部活動においては、生徒や保護者に練習日と休養日を明示すること。

2 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

- ・ 定期点検や活動前の事前点検を励行し、異常がある場合は速やかに適切な処置を施すこと。また、用具の保管場所を決め、整理・整頓に努めること。

3 活動開始前の健康観察の実施

- ・ 活動開始前に、児童生徒の健康状態を必ず把握すること。また、児童生徒自身が自己の健康状態や体力を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導をすること。

4 活動中や活動後の声掛けと安全確認

- ・ 活動中や活動後は、児童生徒に常に声を掛け、技能、態度及び健康状態を把握すること。また、同一場所で複数人が活動している場合には、常に周囲の状況を確認し、安全確保に努めること。

5 事故発生時の迅速かつ適切な対応

- ・ 万一の事故発生時には、一人で対応することがないように、日頃から全教職員が迅速かつ適切な対応ができるよう役割分担や手順を明確にしておくこと。
- ・ 特に、頭部への負傷については、外傷がなくても、救急搬送を視野に迅速に対応すること。
- ・ AEDの使用など、初期対応に万全を期すこと。



教保体第819号
令和5年8月3日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

部活動等における熱中症事故防止の徹底について（通知）

部活動の指導については、日頃から格別の御配慮をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和5年7月28日、山形県米沢市において、部活動の帰宅途中の女子中学生が、熱中症の疑いで死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。

つきましては、改めて、部活動実施に関する慎重な判断や、登下校や移動時の留意事項について、下記の事項に留意の上、部活動における熱中症事故防止に万全を期すようお願いいたします。

また、各学校におかれましては、別添の令和5年7月31日付文部科学省・スポーツ庁事務連絡「事件事故情報の共有・注意喚起について」を参照の上、自校の備えを改めて確認いただきますようお願いいたします。

記

1 気象条件に留意した計画と指導

- (1) 実施の期日や活動時間帯、内容などの計画を立てるに当たっては、熱中症警戒アラートの発令時や、暑さ指数（WBGT）が3.1以上の時、最高気温が摂氏（以下同様）35℃以上の予報が出された場合や、活動中に35℃以上になった場合について基本的に中止を前提とした判断をするなど、生徒の安全確保を最優先とすること。
- (2) 暑さ指数（WBGT）が3.1未満の場合や、気温が35℃未満の場合でも、湿度や日差しの気象条件に注意を払い、休憩や水分補給を適切に行うなど予防策を講じること。
- (3) 活動場所に温度計や湿球黒球温度計（WBGT測定器）を設置するなど、活動中の気温や湿度等の変化を確実に把握し、熱中症予防に努めること。
WBGTは、温度や湿度などの複数の環境要素を合わせて測定していることを踏まえ、活動場所ごと、活動時間ごとに測定すること。
- (4) 部活動を実施するに当たっては、気象状況に応じて活動時間を短縮することや休憩頻度を増やすことなどに配慮するとともに、生徒が無理に参加することのないよう配慮すること。
- (5) 部活動顧問や部活動指導員は活動前、活動中、活動後の生徒の体調管理を確実に行うこと。

- (6) 室内等の活動では、学校環境衛生基準においては、教室等の温度は 28℃以下であることが望ましいとされている。温熱環境は温度、相対湿度、気流等によって影響を受けるため、温度のみでなく、その他の環境条件や児童生徒等の健康状態も考慮した上で総合的な対応が求められる。

空調設備が設置された教室では、空調設備を利用して室内の温度を適切に管理すること。

また、空調設備が設置されていない教室等では、換気や扇風機等の使用を行った上で、適宜水分補給を行うよう指導すること。

2 登下校や移動時の留意事項

- (1) 登下校や移動時も、自分の体調を確認し、こまめな水分補給や休憩をとることを生徒に指導すること。
- (2) なるべく複数で登下校や移動を行い、お互い水分補給等の声を掛け合い、体調が悪い場合は、躊躇なく近くの大人に助けを求めることを指導すること。
- (3) 部活動終了後も、生徒一人ひとり、全員の健康観察と体調を確認し、体調がすぐれない生徒等はすぐに帰宅させないこと。

【参考】

- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「体育的活動時における事故防止について」(通知)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/227234/r040401kyouhotaidai8gou.pdf>
- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止について」(通知)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/227234/r010712kyouhotaidai720gou.pdf>
- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/030611_necchushoguideline.pdf

県教育局県立学校部

保健体育課

048-830-6929

高校教育指導課

048-830-6760

特別支援教育課

048-830-6888



教保体第819-2号
令和5年8月3日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

部活動等における熱中症事故防止の徹底について（通知）

部活動の指導については、日頃から格別の御配慮をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和5年7月28日、山形県米沢市において、部活動の帰宅途中の女子中学生が、熱中症の疑いで死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。

つきましては、改めて、部活動実施に関する慎重な判断や、登下校や移動時の留意事項について、下記の事項に留意の上、部活動における熱中症事故防止に万全を期すようお願い申し上げます。

また、市町村教育委員会におかれましては、別添の令和5年7月31日付文部科学省・スポーツ庁事務連絡「事件事故情報の共有・注意喚起について」を参照の上、各学校において自校の備えの確認がなされるよう御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 気象条件に留意した計画と指導

- (1) 実施の期日や活動時間帯、内容などの計画を立てるに当たっては、熱中症警戒アラートの発令時や、暑さ指数（WBGT）が3.1以上の時、最高気温が摂氏（以下同様）35℃以上の予報が出された場合や、活動中に35℃以上になった場合について基本的に中止を前提とした判断をするなど、生徒の安全確保を最優先とすること。
- (2) 暑さ指数（WBGT）が3.1未満の場合や、気温が35℃未満の場合でも、湿度や日差しの気象条件に注意を払い、休憩や水分補給を適切に行うなど予防策を講じること。
- (3) 活動場所に温度計や湿球黒球温度計（WBGT測定器）を設置するなど、活動中の気温や湿度等の変化を確実に把握し、熱中症予防に努めること。
WBGTは、温度や湿度などの複数の環境要素を合わせて測定していることを踏まえ、活動場所ごと、活動時間ごとに測定すること。
- (4) 部活動を実施するに当たっては、気象状況に応じて活動時間を短縮することや休憩頻度を増やすことなどに配慮するとともに、生徒が無理に参加することのないよう配慮すること。
- (5) 部活動顧問や部活動指導員は活動前、活動中、活動後の生徒の体調管理を確実に行うこと。

- (6) 室内等の活動では、学校環境衛生基準においては、教室等の温度は 28℃以下であることが望ましいとされている。温熱環境は温度、相対湿度、気流等によって影響を受けるため、温度のみでなく、その他の環境条件や児童生徒等の健康状態も考慮した上で総合的な対応が求められる。

空調設備が設置された教室では、空調設備を利用して室内の温度を適切に管理すること。

また、空調設備が設置されていない教室等では、換気や扇風機等の使用を行った上で、適宜水分補給を行うよう指導すること。

2 登下校や移動時の留意事項

- (1) 登下校や移動時も、自分の体調を確認し、こまめな水分補給や休憩をとることを生徒に指導すること。
- (2) なるべく複数で登下校や移動を行い、お互い水分補給等の声を掛け合い、体調が悪い場合は、躊躇なく近くの人に助けを求めることを指導すること。
- (3) 部活動終了後も、生徒一人ひとり、全員の健康観察と体調を確認し、体調がすぐれない生徒等はすぐに帰宅させないこと。

【参考】

- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「体育的活動時における事故防止について」（通知）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/227234/r040401kyouhotaidai8gou.pdf>
- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止について」（通知）
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/227234/r010712kyouhotaidai720gou.pdf>
- ・ 県教育局保健体育課ホームページ「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）
https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/030611_necchushoguideline.pdf

県教育局県立学校部
保健体育課
048-830-6929
県教育局市町村支援部
義務教育指導課
048-830-6777

事務連絡

令和5年7月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

スポーツ庁地域スポーツ課

事件・事故情報の共有・注意喚起について
(部活動の帰宅中における中学生の死亡事案(熱中症疑い)の発生について)

下記のとおり事件・事故情報を共有します。
再発を防ぐため、留意事項を踏まえ、各校の備えを改めて確認する等対応について
よろしくお取り計らい願います。

記

発生日時	令和5年7月28日 午前11時頃
被害状況	生徒1名死亡
事件・事故の概要	部活動の帰宅中に歩道で熱中症とみられる症状で倒れ、意識不明の状態 で病院に搬送され死亡したもの
再発防止のための 留意事項	<p>令和5年4月28日付け文部科学省通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について(依頼)」において、熱中症事故を防止するための環境整備として、<u>気温が高くなる前からの対策、適切な水分補給や空調の利用</u>などを行うことや、各種活動実施に関する判断基準の例として、各学校で定めることが義務となっている「危機管理マニュアル」等において<u>予め各種活動の判断基準や判断者を定めておくこと、活動実施の判断には熱中症警戒アラートや暑さ指数を用いることが考えられること、更には児童生徒等への熱中症防止に関する指導として、児童生徒等自らが体調管理等を行うことができるよう、帽子の着用や水分補給、体調不良時の対応に関する適切な指導を行うこと等</u>について依頼をしています。</p> <p>また、令和5年5月12日付けスポーツ庁通知「熱中症事故の防止について(依頼)」において、熱中症は、<u>スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずることや、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと等</u>について通知していますので、改めてご確認いただき、適切な対応の徹底をお願いします。</p>

参考資料	令和5年4月28日付け文部科学省通知 「 学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼） 」 令和5年5月12日付けスポーツ庁通知 「 熱中症事故の防止について（依頼） 」 文部科学省学校安全ポータルサイト 「 熱中症・水難事故防止関連情報 」
------	---

※ 参考資料にはリンクを貼っていますので、クリックで資料に遷移します。

<p>【担当】 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 学校安全係 電話：03-6734-2966 スポーツ庁地域スポーツ課 学校運動部活動係 電話：03-6734-3953</p>



教保体第 8 0 0 号
令和 5 年 8 月 1 7 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

体育的活動時の熱中症事故の防止について（通知）

学校教育活動における熱中症事故の防止については、特段の御配慮をいただき感謝申し上げます。

標記の件につきましては、令和 5 年 4 月 1 日付け教保体第 1 号「体育的活動時における事故防止について（通知）」にて周知しているところですが、夏季休業明けに際し、改めて、下記事項に留意の上、熱中症事故の防止に万全を期すようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 熱中症の発生が予見される環境下で活動する場合には、気象庁の情報や環境省の熱中症予防情報サイトの暑さ指数等の情報に十分留意し、気温、湿度等の環境条件に配慮した教育活動を実施すること。
- 2 熱中症警戒アラートの発令時や、最高気温が 3 5 度以上の予報が出された場合には、活動の中止、延期、見直しを検討し、児童生徒の安全確保を最優先とすること。
- 3 この時期、熱中症は、気温にかかわらず発生する傾向があるため、長時間に及ぶ活動や激しい活動を避けること。また、屋外のみならず屋内においても発生する可能性があるため、換気を十分行うなどの屋内環境の整備に努めること。

【熱中症に関する情報】

- 厚生省：熱中症関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/
- 日本気象協会の熱中症情報
<https://tenki.jp/heatstroke/>
- 環境省：熱中症予防情報サイト（暑さ指数(WBGT)を用いた予防情報）
<http://www.wbgt.env.go.jp/>
- 環境省：熱中症環境保健マニュアル
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- 気象庁：熱中症から身を守るために
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>
- 総務省：熱中症情報
http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター：熱中症を予防しよう～知って防ごう熱中症～
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?Tabid=114>
- 公益財団法人日本スポーツ協会：熱中症を防ごう
<http://www.japan-sports.or.jp/medicine/guidebook1.html>
- 令和5年8月3日付け教保体第819号
「部活動等における熱中症事故防止の徹底について（通知）」
- 令和5年4月1日付け教保体第1号
「体育的活動時の事故防止について（通知）」

令和5年度 体力向上に向けた目標
一人一人が「目標を持って」取り組み、
「自己の体力の伸びを実感」できるようにする。
県の体力向上に向けた合い言葉
「コツコツときたえた体は たからもの」

担当
県立学校部保健体育課
学校体育担当
TEL 048-830-6947
FAX 048-830-4971
Email a6960-04@pref.saitama.lg.jp



教保体第 9 1 0 号
令和 5 年 8 月 2 4 日

各市町村教育委員会学校安全主管課長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（通知）

標記の件について、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課他から、別添（写）のとおり周知の依頼がありました。

県内では連日熱中症警戒アラートが発表されるなど、気温 35℃を超えるような猛暑が続いております。

各学校におかれましては、休業日明けの登校再開にあたり、下記の事項に御留意いただき、引き続き熱中症事故の防止について、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては貴管下各学校等に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いことや、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずること。
- 2 活動の前や活動中に、暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）を計測する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。
※環境省の「熱中症予防情報サイト」で実況値・予測値を確認できます。
<http://www.wbgt.env.go.jp/>
- 3 暑さ指数や熱中症警戒アラートに基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察する等し、熱中症事故の防止に万全を期すこと。

- 4 児童生徒に対して、以下の点についても十分指導すること。
 - ・ 登下校や移動時も、帽子等により日差しを遮る等の対策を行う。
 - ・ なるべく複数で登下校や移動を行い、互いに水分補給や休憩の声掛け等を行う。
 - ・ 運動後には、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンを行う。
 - ・ 体調不良等で下校やその他活動が困難だと感じる場合にはためらわず申し出る。

- 5 保護者に対しても、熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図ること。

担 当：健康教育・学校安全担当 阿久津広真
電 話：048-830-6964
Email：a6960-01@pref.saitama.lg.jp